

海津市公共施設等総合管理計画【概要版】



序 目 的

平成 17 年（2005）3 月に海津郡 3 町が合併して誕生した海津市（以下、本市という）では、旧 3 町において、個々の地域住民のニーズに応じた行政サービスの提供、地域経済の活性化等を目的に整備し、活用されてきた公共的施設をそのまま引き継ぎました。そのため、同様の機能を持つ施設が重複しているものがあり、合併後は、海津市総合開発計画の基本目標である「効率的な行財政運営」の視点を踏まえ、「公共的施設の統廃合整備」施策を推進してきたところです。また、平成 25 年（2013）4 月には「公共的施設見直し指針」を策定し、海津市行政改革大綱に基づいて、現状の公共的施設の目的と効果を検証し、本市の行政需要に適合した公共的施設のあり方について、見直しを行ってまいりました。

本市においても総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」及び「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項」に従い、本市が保有する公共施設等（建築物、道路、橋梁、河川、上水道、下水道）について全体の状況を把握し、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理する中で、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するものです。

序 対象施設

本市が保有する全ての公共施設等（建築物系施設、インフラ施設）を対象とします。

建築物系施設については、市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子ども・子育て支援系施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園、環境衛生施設、その他の 12 類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ施設については、道路、橋梁、河川施設、上水道施設、下水道施設の 5 類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

序 計画期間

計画期間は、令和 4 年度（2022）を開始年度とし、以降令和 33 年度（2051）までの 30 年間とします。なお、公共施設等総合管理計画の見直しについては、5 年ごとに行うことを基本とし、社会経済情勢等の変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。

1 公共施設等の現況及び将来の見通し

1-1 公共施設等の現状

建築物系施設

建築物系施設の分類別の施設数・棟数・延床面積・平均築年数

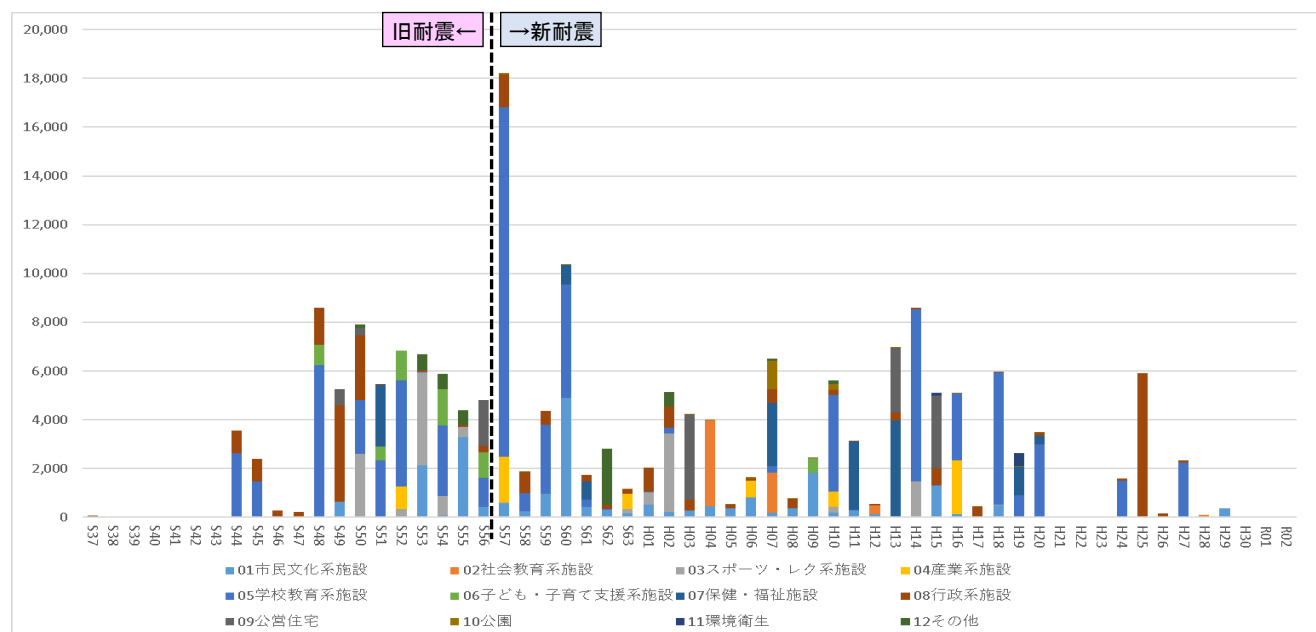
分類	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積(m ²)		平均築年数 (年)
01 市民文化系施設	66	67	22,017	11.3%	32.7
02 社会教育系施設	5	5	5,628	2.9%	21.0
03 スポーツ・レクリエーション系施設	20	38	13,061	6.7%	31.7
04 産業系施設	7	13	6,985	3.6%	31.6
05 学校教育系施設	15	116	73,619	37.8%	35.5
06 子ども・子育て支援系施設	6	6	5,739	2.9%	41.2
07 保健・福祉施設	8	16	22,045	11.3%	30.0
08 行政系施設	97	131	26,022	13.4%	29.7
09 公営住宅	6	15	12,005	6.2%	33.5
10 公園	34	9	1,716	0.9%	25.5
11 環境衛生施設	1	2	544	0.3%	14.0
12 その他	13	12	5,280	2.7%	31.5
合計	278	430	194,661	100%	30.6

(令和4年3月31日現在)

建築年別の状況

建築年別にみると、昭和40年(1965)代から整備が増え始め、昭和50年代(1975~1985)に多く施設が整備されています。施設分類では特に学校教育系施設が多くなっています。

建築物系施設の年度別延床面積



インフラ施設

インフラ施設の概要

区分	種別	施設数等	
道路	一般道路	延長	1,131,930m
		面積	5,312,351 m ²
	自転車歩行者道	延長	6,900m
		面積	22,820 m ²
橋梁		本数	1,848 橋
		延長	9,925m
		面積	52,066 m ²
河川施設	排水機場	面積	55.4 m ²
上水道施設	管路	延長	413,564m
	浄水場・配水池・水源地	施設	27 施設
下水道施設	管路	延長	389,863m
	浄水センター・ポンプ場	施設	14 施設

上水道関連施設の建築物系施設の概要

施設	施設数	棟数	新耐震	旧耐震	平均築年数
浄水場・配水池・水源地	27施設	58棟	30棟	28棟	28.9年
			51.7%	48.3%	

下水道関連施設の建築物系施設の概要

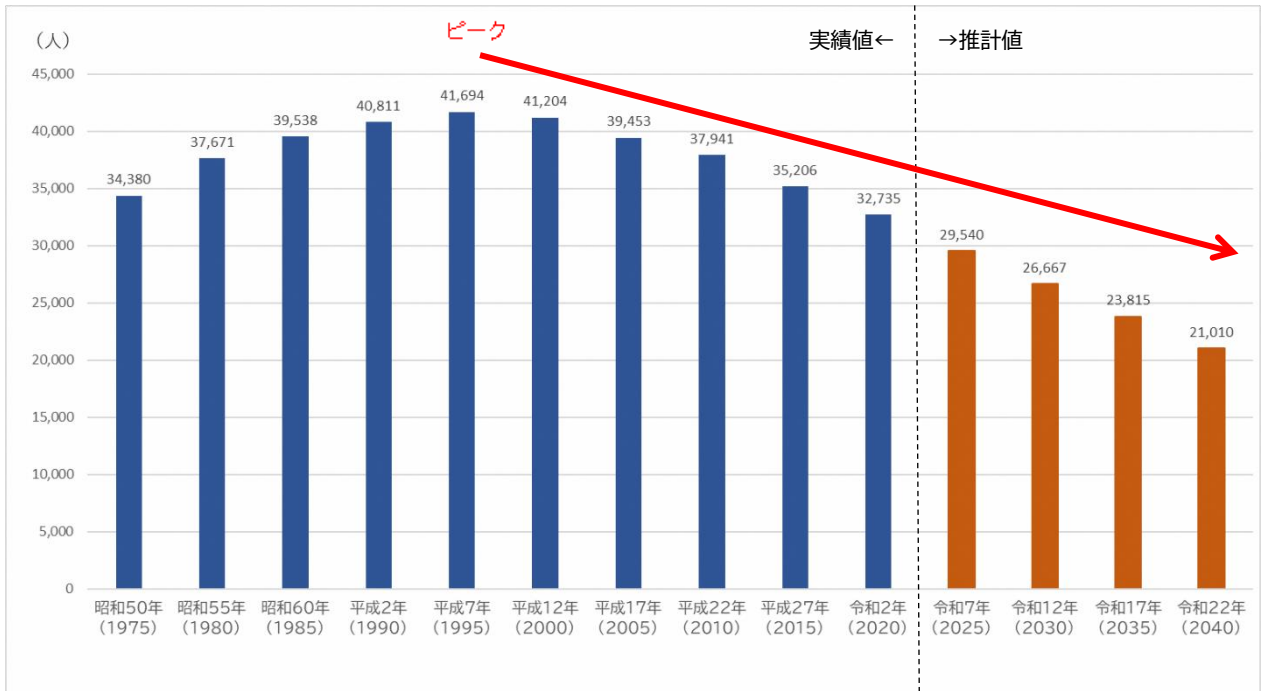
施設	施設数	棟数	新耐震	旧耐震	平均築年数
浄水センター・ポンプ場	14施設	28棟	28棟	—	23.5年
			100%	—	

1-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の総人口は令和3年度(2021)4月1日時点では33,375人(資料:市民課)となっています。国勢調査によれば人口の推移は平成7年度(1995)の41,694人をピークに減少に転じています。また年齢3区分別人口をみると、老年人口は増加傾向、年少人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行していることが分かります。



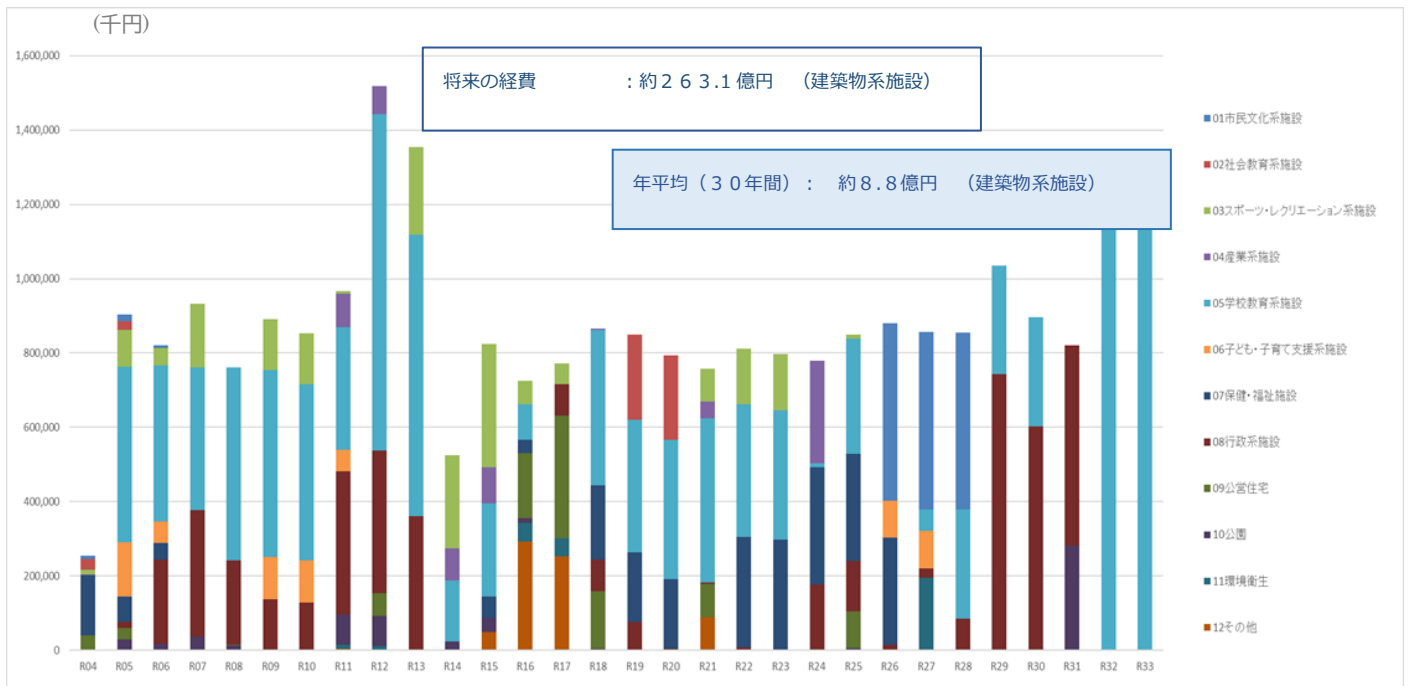
総人口の推移と見通し（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計）



1-3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

令和33年度（2051）までに建築物系施設の修繕・更新等にかかる費用は約263.1億円、インフラ施設の改修・更新・修繕などにかかる費用は、約1,212.0億円と推計しました。令和33年度（2051）までの更新等費用の合計は約1,475.1億円となり、1年当たりの更新等費用は約49.2億円となります。

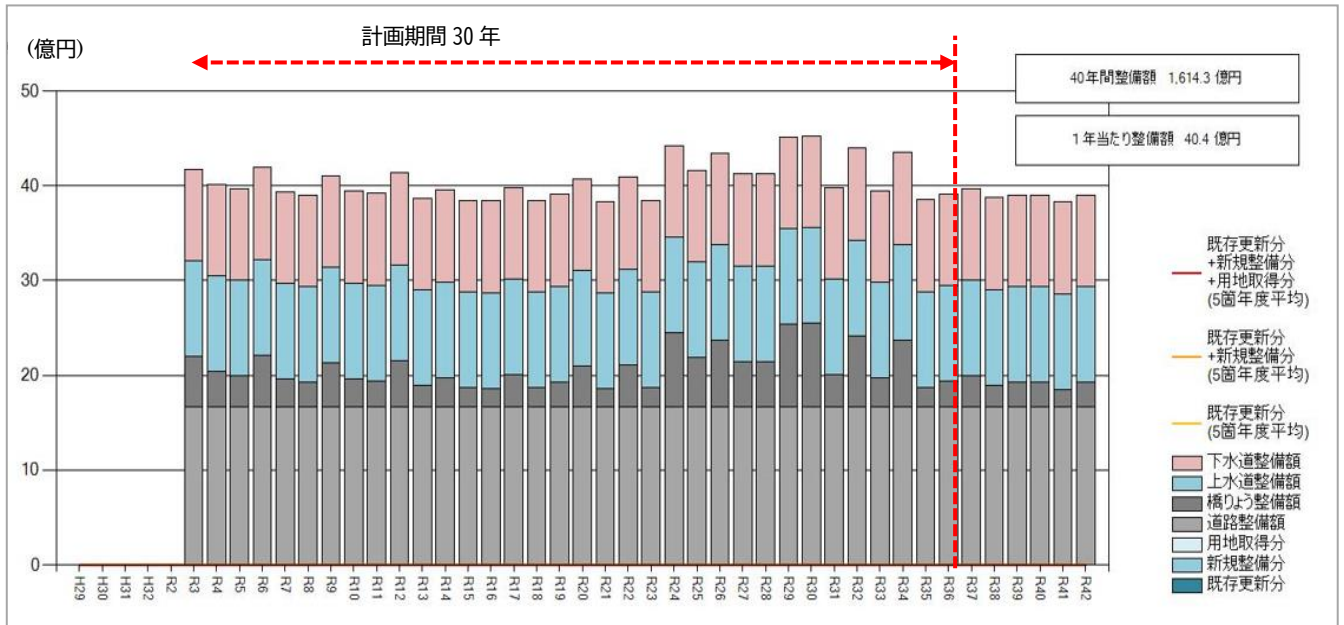
建築物系施設の将来の更新費用の推計



インフラ施設の将来の更新費用の推計

将来の経費 : 約 1,212.0 億円 (インフラ施設)

年平均 (30年間) : 約 40.4 億円 (インフラ施設)

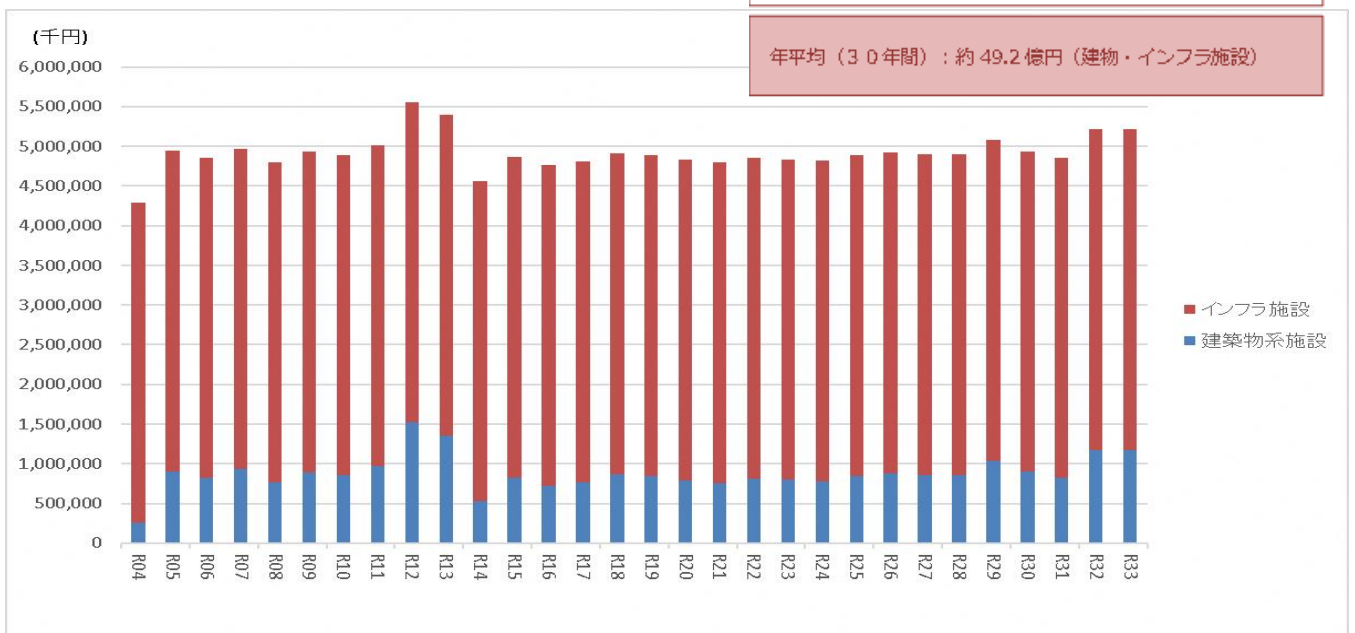


(総務省提供の公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10にて試算)

公共施設全体の将来更新等費用の推計

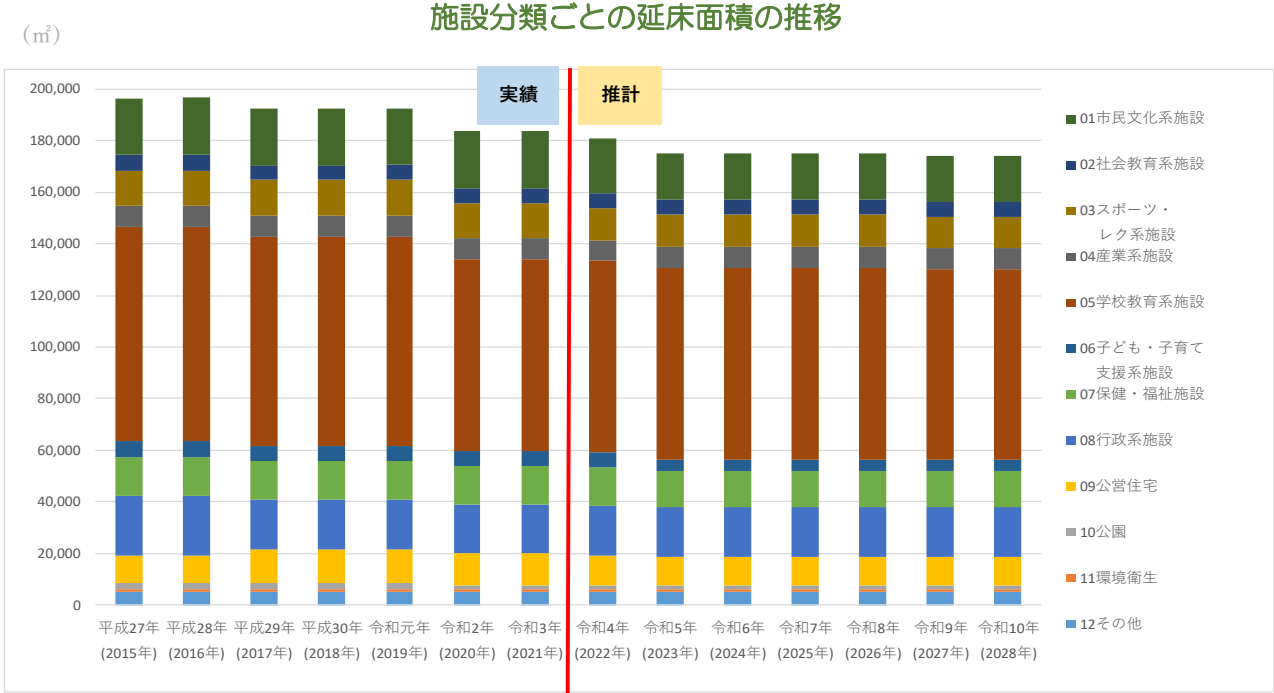
将来の経費 : 約 1,475.1 億円 (建物・インフラ施)

年平均 (30年間) : 約 49.2 億円 (建物・インフラ施設)



1-4 公共施設等の保有量と減価償却率の推移

建築物系施設の保有量推移



公共施設等の有形固定資産減価償却率推移

平成 27 年度 (2015) の償却率は平均で 55.9%ですが、令和 10 年度 (2028) は平均で 76.5%と推計しています。

有形固定資産減価償却率の推移(全体)

H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
55.8%	58.0%	58.7%	60.9%	62.9%	64.7%	66.8%	68.5%	67.7%	68.9%	70.4%	72.6%	74.6%	76.5%

1-5 長寿命化対策を行った場合のコストメリット

耐用年数到来時に全て建替え更新をした場合の更新費用 (当初更新費用) を試算すると約 392.1 億円となります。

単純に建替え更新をせず、長寿命化対策を実行することで、更新費合計は約 262.7 億円となります。差額であるコストメリットは、約 129.4 億円となります。

2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2-1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本市では、行政改革推進事務局 (総務部企画財政課) を中心に施設を管理する所管部局と調整を図るとともに、庁内の執行部幹部職員で組織する「行政改革推進本部」及び庁内の各課係長級職員で組織する「行政改革推進プロジェクト委員会」により全庁的・総合的に取り組んでいきます。また、市民や学識経験者により構成される「行政改革推進審議会」から意見、提言を受けながら取り組んでいきます。

2-2 現状や課題に関する基本認識

海津市の公共施設等に係る課題

- 1) 人口構成の変化や市民ニーズの変化への対応
- 2) 公共施設等の改修・更新等への対応
- 3) 厳しい財政事情への対応

2-3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

基本方向

公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、以下の内容に基づいて取組んでいきます。

- 1) 公共施設の適正配置
- 2) 既存施設の有効活用による効率的な行政経営
- 3) 予防保全の推進
- 4) 民間活力の導入

数値目標

公共施設等の将来の更新等費用の見込みを踏まえ数値目標（削減目標）を設定します。

本市の公共施設等の更新費用を
今後 30 年間で約 46%（約 684 億円）削減を目標とする。

実施方針等

1) 点検・診断等の実施方針

- ・施設の劣化、損傷を早期に発見するとともに、施設の健全度を把握するため、定期点検及び日常点検を行うことを基本とします。
- ・定期点検は、要領等により実施します。
- ・日常点検はパトロール等により施設の劣化、損傷について点検を行います。
- ・効率的かつ確実な点検・診断を行うために、実地研修の実施を検討します。
- ・点検結果は施設情報として整理し共有します。

2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・定期点検及び日常点検による状態の把握を行い、適切な維持管理を行います。
- ・これまでの「事後保全型」から、「予防保全型」へと切り替え、計画的な維持修繕を行います。
- ・修繕・更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設への改善を図ります。また、省エネルギー化の改善に配慮していきます。
- ・更新時には、PPP/PFI を含め、最も効率的・効果的な運営手法の検討を行います。
- ・役割や機能、特性に合わせ、修繕・更新の実施時期や最適な方法を決定するとともに、優先順位を考慮し適正な維持管理を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- ・定期点検や日常点検により施設の劣化状況の把握に努めます。
- ・劣化・変状が顕在化する前に状況を把握し、適切に対応します。また、損傷を発見した場合は速やかに対策を行います。
- ・非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下対策等）を検討します。

4) 耐震化の実施方針

- ・今後も継続して保有する施設において必要なものは、適宜耐震化を推進していきます。
- ・施設の耐震化工事にあたっては、優先順位を定めて重要な施設から順次耐震化工事を行っていきます。

5) 長寿命化の実施方針

- ・今後も継続して保有する施設については、定期的な点検や修繕による「予防保全」に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。
- ・老朽化に対し適切な処置を行うことで耐久性の向上を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図るものとします。

6) ユニバーサルデザインの推進方針

- ・公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい市有施設の実現を目指して、施設固有の状況や利用者の声などを踏まえ、ユニバーサルデザイン化に向けた改修事業を計画的に実施します。
- ・対象は全ての施設における建築物及び建築物に付属する設備とし、法令等で定める基準への適合を目指します。

7) 統合や廃止の推進方針

- ・施設の整備状況、利用状況、運営状況、維持コストの状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合や廃止、転用、民間活力の活用等を検討します。

8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・行政改革推進体制の下、行政改革推進プロジェクト委員会において公共施設等のあり方や見直しの検討を進めていきます。

9) PDCAサイクルの推進方針

- ・行政改革推進プロジェクト委員会において公共施設等のあり方や見直しの検討を進め、取組実施状況については、毎年度、庁内の執行部幹部職員で組織する行政改革推進本部で点検・評価し、市民や学識経験者により構成される行政改革推進審議会に報告することとします。
- ・公共施設等の見直しについては、「施設カルテ」を作成し、情報の管理と共有を図っていくものとします。

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3-1 基本的方針

更新方針の優先順位

- ・優先順位の高いインフラ施設は予防保全を実施し、計画的な保全を進めます。
- ・統廃合の検討対象となる建築物系施設は、市民の利用度、避難所指定の有無、維持管理コスト等の多角的な視点から検討を行います。
- ・市の財政状況と照らし合わせ、更新が実現可能であり、人口規模に見合う適正な保有量とします。

地方公会計（固定資産台帳）の活用

- ・取得価額、耐用年数のデータが網羅的に記載された固定資産台帳を活用することにより、保有する公共施設等の状況や、行政サービスの提供に係るコストを正確に把握し、適切な維持管理方針の検討や、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行っていきます。

保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

- ・将来的に市が活用する可能性が低いと認められる未利用地等は、住宅用地等として積極的な売却処分を進め、収益は公共施設の改修や建替えの費用として活用します。売却処分を行わない未利用地等であっても、期限を定めて貸付けを行うなどの有効活用を図ります。

3-2 建築物系施設

今後の方針

① 市民文化系施設（文化会館、公民館、コミュニティセンターなど）

- ・単独施設を中心に、施設の老朽度、地域性、市民ニーズ、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、機能転換等を検討していきます。
- ・特に同種の施設については、集約・統廃合を検討していきます。
- ・生涯学習センター（平田図書館含む）については、官民連携の手法により認定こども園に機能転換します。

（公民館・集会所等）

- ・公民館・集会所等は、指定管理者制度による地元の管理・運営により、引き続き存続を図っていくものとします。
- ・老朽施設・耐震改修が未実施の施設や、指定管理者制度による地元の管理・運営ができない公民館・集会所等は廃止等を検討していきます。
- ・「平田福祉センター」については、老朽化が著しいため、令和5年度（2023）中に廃止する予定です。

② 社会教育系施設（図書館、資料館など）

- ・社会教育施設は施設の必要性、利便性、市民ニーズ等を踏まえ、基本的に存続を図っていくものとします。
- ・また、市の情報拠点、観光拠点として機能の充実を図っていくものとします。
- ・平田図書館（生涯学習センター含む）については、官民連携の手法により認定こども園に機能転換します。また、図書の貸し出し機能については、平田総合福祉会館「やすらぎ会館」を子育て

支援施設にリニューアルし、子ども向け図書の貸し出し機能を備えた施設として整備します。

③ スポーツ・レクリエーション系施設（体育館、武道館など）

- ・スポーツ・レクリエーション系施設については基本的に存続を図っていくものとしますが、施設の老朽度、地域性、市民ニーズ・利用状況、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、機能転換等を検討していきます。
- ・指定管理者制度導入の施設については、基本的に維持していくものとします。
- ・長寿命化更新を行うことで耐用年数を延長させ、定期的な点検・補修により施設を保持していきます。

④ 産業系施設（農村環境改善センター、道の駅など）

- ・産業系施設については基本的に存続を図っていくものとします。
- ・施設の老朽度、地域性、市民ニーズ、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、機能転換等を検討していきます。
- ・経費の節減、管理運営の効率化とサービスの質の向上のため、指定管理者制度の導入等について検討していきます。

⑤ 学校教育系施設（小学校、中学校、給食センター）

- ・学校教育施設は将来の少子化の動向を注視しつつ、望ましい学校規模の適正化を図ります。
- ・海津町地域の小学校5校については、協議検討を経たうえで、令和6年4月1日に新たな小学校の開校を目指すため、学校統合の整備事業を進めます。

⑥ 子ども・子育て支援系施設（認定こども園、保育園、幼稚園など）

- ・子ども・子育て支援系施設は将来の少子化の動向を注視しつつ適正な規模・必要性を検討し、統廃合を進めます。
- ・今尾認定こども園を廃止し、官民連携の手法により、生涯学習センター・平田図書館を新たな認定こども園として、民間事業者が運営していきます。
- ・平田総合福祉会館「やすらぎ会館」を子育て支援施設にリニューアルし、子ども向け図書の貸し出し機能を備えた施設として整備します。

⑦ 保健・福祉施設（福祉会館、保健センターなど）

- ・保健・福祉施設については基本的に存続を図っていくものとしますが、一部、単独施設を中心に、施設の老朽度、地域性、人口動向、市民ニーズ、必要性等を踏まえ、集約化・多機能化、機能転換、廃止等を検討していきます。
- ・「老人福祉施設 海津苑」と「はばたき」の2施設は指定管理制度により運営しており、今後も継続していきます。その他の施設についても、経費の節減、管理運営の効率化、サービスの質の向上のため、指定管理者制度の導入等を検討していきます。
- ・平田総合福祉会館「やすらぎ会館」を子育て支援施設にリニューアルし、子ども向け図書の貸し出し機能を備えた施設として整備します。

⑧ 行政系施設（庁舎、消防署、防災センターなど）

- ・行政系施設は、施設の老朽度、地域性、市民ニーズ、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、機能転換、廃止等を検討していきます。
- ・防災施設、消防施設については、基本的に存続を図っていくものとします。
- ・「消防庫」「水防倉庫」について老朽化しているものは適宜更新していくものとします。

⑨ 公営住宅（市営住宅）

- ・老朽化している公営住宅の用途廃止に向け、入居者の合意形成を図り、退去が完了した市営住宅については計画的に取り壊しを実施していきます。
- ・「定住促進住宅」は、市外、県外への周知を継続的に行い、入居率の向上に努めます。
- ・維持修繕及び改修工事等により長寿命化を図り、入居戸数の維持に努めます。

⑩ 公園（管理棟、倉庫、トイレなど）

- ・公園については「平田公園」と「平田リバーサイドプラザ」が指定管理者制度により運営していますが、その他の公園についても、経費の節減、管理運営の効率化とサービスの質の向上のため、指定管理者制度の導入を検討していきます。
- ・将来の人口動向を注視しつつ適正な配置・規模を検討していきます。
- ・必要な施設は公園施設の長寿命化を検討していきます。
- ・公園の美化等住民参加による適切な管理を検討していきます。

⑪ 環境衛生施設（エコドーム）

- ・エコドームについては、循環型社会の構築を推進し、地球温暖化対策に寄与する施設として、その役割が期待されます。利用者数は、増加傾向にあります。資源ごみ搬入量が減少傾向にあるため、さらなる普及啓発に努め利用促進を図ります。
- ・エコドームの施設運営については、適正管理によるコスト縮減を図りつつ、利用者のサービス向上と効率的な管理運営を図る指定管理者制度の導入等を検討します。また、施設管理については、計画的な保全を実施し、施設等の長寿命化を図ります。

⑫ その他施設（教職員住宅、斎苑など）

- ・斎苑と教職員住宅は、基本的に存続を図っていくものとします。
- ・その他の施設は、施設の老朽度、地域性、市民ニーズ、必要性等を踏まえ、周辺の施設との集約化・多機能化、機能転換等を検討していきます。

3-3 インフラ施設

今後の方針

① 道路・橋梁施設

- ・海津市道路橋梁維持管理計画（平成 28 年年度）に基づき、定期点検により橋梁の損傷状況を把握し、橋梁の長寿命化と修繕費等の縮減・平準化を図ります。
- ・施設の適正な維持修繕を行うための具体的な計画として、舗装長寿命化修繕計画（令和元年度）、橋梁長寿命化修繕計画（平成 28 年度策定）を策定しており、これに基づき計画的に補修を実施します。

② 河川施設

- ・計画的な維持保全を行うため、河川インフラ長寿命化計画等の策定について検討します。

③ 上水道施設

- ・上水道施設は、ライフラインとして重要なインフラ整備であり、存続を図っていくものとします。
- ・水道施設は、新水道ビジョン（令和3年度策定）に基づき、計画的な施設の耐震化、改築更新・長寿命化を図っていきます。

④ 下水道施設

- ・下水道施設は、ライフラインとして重要なインフラ施設であり、存続を図っていくものとします。
- ・施設や管路は、ストックマネジメント実施計画に基づき更新、長寿命化を図っていきます。
- ・下水道施設は下水道総合地震対策計画（平成30年度策定）、ストックマネジメント計画（令和元年度策定）に基づき、計画的な施設の耐震化、改築改新・長寿命化を図っていきます。



海津市公共施設等総合管理計画 -概要版- 令和4年3月改訂

海津市 総務部 企画財政課
〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515 番地
電話 0584-53-1111（代表）